

木更津市 こども計画

- 概要版 -

令和8（2026）年度～令和11（2029）年度



～すべてのこどもが、安心して自分らしく育ち、夢を描けるまち“きさらづ”～



令和8（2026）年3月
木更津市

計画策定の背景・趣旨

わが国では、急速に進行する少子化により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域の活力低下など、社会・経済への影響が懸念されています。令和6年の合計特殊出生率は1.15と過去最低を記録し、出生数も68万余人にとどまりました。要因としては、未婚化や共働き世帯の増加、仕事と子育ての両立の難しさ、経済的負担、結婚観の変化などが挙げられます。

こうした状況を受け、国では令和4年に「こども基本法」が制定され、令和5年4月に施行されました。同法は、すべてのこどもが健やかに成長し、幸福に暮らすことができる社会の実現を目的としています。また、同月に「こども家庭庁」が発足し、同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指す方針が示されました。

本市では、これらの国の方針及び令和6年度に策定した「第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、すべてのこども・若者・子育て世帯が将来にわたって幸福に生活できる環境づくりを推進するため、「木更津市こども計画」を策定します。(以下「本計画」という。)

基本理念

「こども大綱」では、すべてのこどもの権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。また、本市では、総括的・総合的な福祉計画である『第4期木更津市地域福祉計画』において、基本理念を「みんなで創る 笑顔あふれる 子育て応援のまち」としています。

こうした木更津市地域福祉計画やこども大綱の考え方を踏まえ、また、今後統合を行うことになる第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画とも整合性を図りながら、権利の主体である「こども目線」「こどもまんなか」に立った取組を行うこととし、こども主体の視点のもと、本計画における基本理念を

「すべてのこどもが、安心して自分らしく育ち、夢を描けるまち “きさらづ”」

に定めます。

すべてのこどもが、安心して自分らしく育ち、
夢を描けるまち “きさらづ”

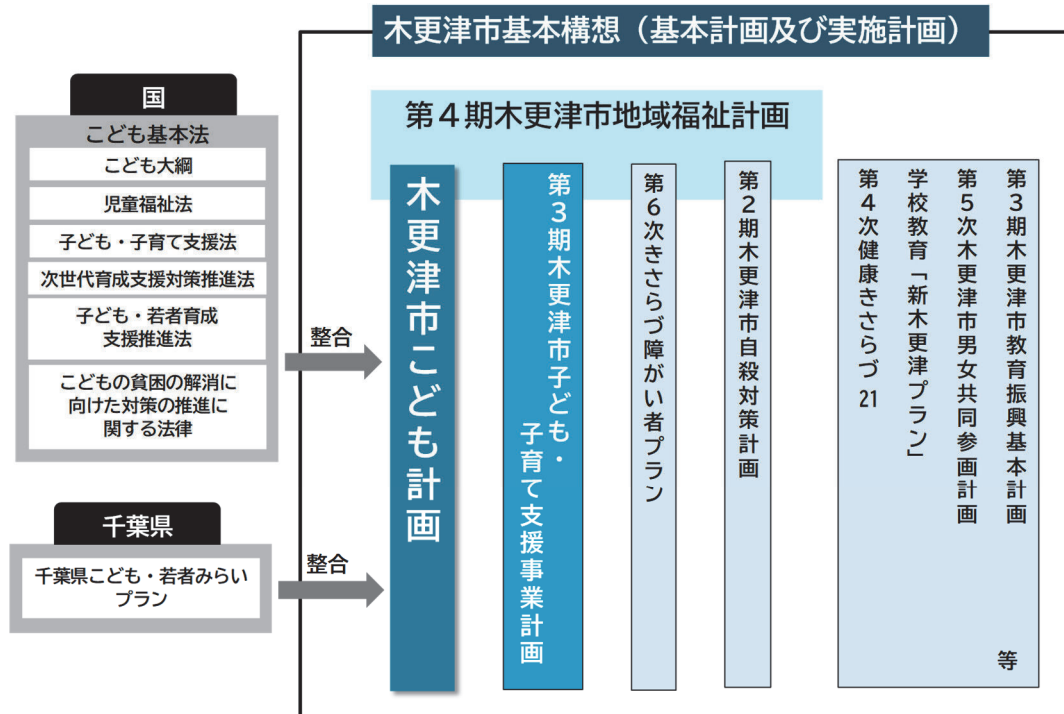
基本目標Ⅰ ライフステージを通じたこども・若者支援

基本目標Ⅱ ライフステージ別のこども・若者支援

基本目標Ⅲ 子育て当事者への支援

計画の位置づけ

本計画の上位計画である「木更津市基本構想（基本計画及び実施計画）」をはじめ、その他、こども・子育て施策に関する各分野の計画と連携・整合を図っていきます。



| 名称 | 根拠法令等 | 本市の計画 |
|--------------------|--|----------------------|
| こども計画 | こども基本法第10条 | 木更津市こども計画【本計画】 |
| 子どもの貧困の解消に向けた対策計画 | 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条 | |
| 子ども・若者育成支援計画 | 子ども・若者育成支援推進法第9条 | |
| 子ども・子育て支援事業計画 | 子ども・子育て支援法第61条 | 第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画 |
| 次世代育成支援行動計画 | 次世代育成支援対策推進法第8条 | |
| 母子保健を含む成育医療等に関する計画 | 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第5、17条、成育医療等基本方針に基づく計画策定指針 | |

計画の期間

本計画は、令和8年度から令和11年度までを計画期間とし、令和12年度以降は「木更津市子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定するものとします。

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-------|--------------------------|-------|----------------------|-------|--------|--------|-----------------|
| | | | 木更津市こども計画 | | | | |
| | | | 第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画 | | | | |
| | 第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画 | | | | | | 次期 木更津市こども計画 |
| | | | | | | 統合 | |

基本目標及びその指標

基本理念の達成に向けて、以下のとおり3つの基本目標を掲げます。また、それぞれ基本目標の達成度を評価するため、実施したアンケート調査の結果を踏まえ、目標となる指標と4年後に達成すべき目標値を設定します。

基本目標Ⅰ ライフステージを通じたこども・若者支援

こどもは、一人の人間として様々な権利をもつ主体であり、自分の意見を表明すること、その意見が考慮される権利を有しています。こどもの年齢や発達の程度に応じたこども施策の質を向上させるとともに、更なる意見の表明・参画につながる好循環を作りだし、こども・若者の自己実現に向けてライフステージを通じて支援します。

| 市指標 | 現状（令和7年度） | 目標(令和11年度) |
|---|----------------------------|------------|
| 自分のことが好きだと思うこどもの割合 （(小5・中2)問 15 あなたはどれくらいあてはまりますか。の回答） | 67% 回答：「自分のことが好きだ」の合計割合 | 増加 |

基本目標Ⅱ ライフステージ別のこども・若者支援

こども・若者が、健やかに生まれ育ち、将来にわたって自分らしく活躍していく上では、保健医療、教育・保育、社会参画や自立の支援など、それぞれのライフステージ等の状況に応じて様々な支援が求められます。こども・若者が、一人ひとりの状況に応じて必要な支援を適切に受けられる体制を整備し、将来にわたって健やかに成長できる支援を展開します。

| 市指標 | 現状（令和7年度） | 目標(令和11年度) |
|---|-------------------------------------|------------|
| 自分の将来について、希望を持っている（不安を感じていない）こども・若者の割合 （(若者)問 20 あなたは自分の将来に不安を感じることはありますか。の回答） | 30% 回答：「感じていない」+「あまり感じていない」の合計割合 | 増加 |

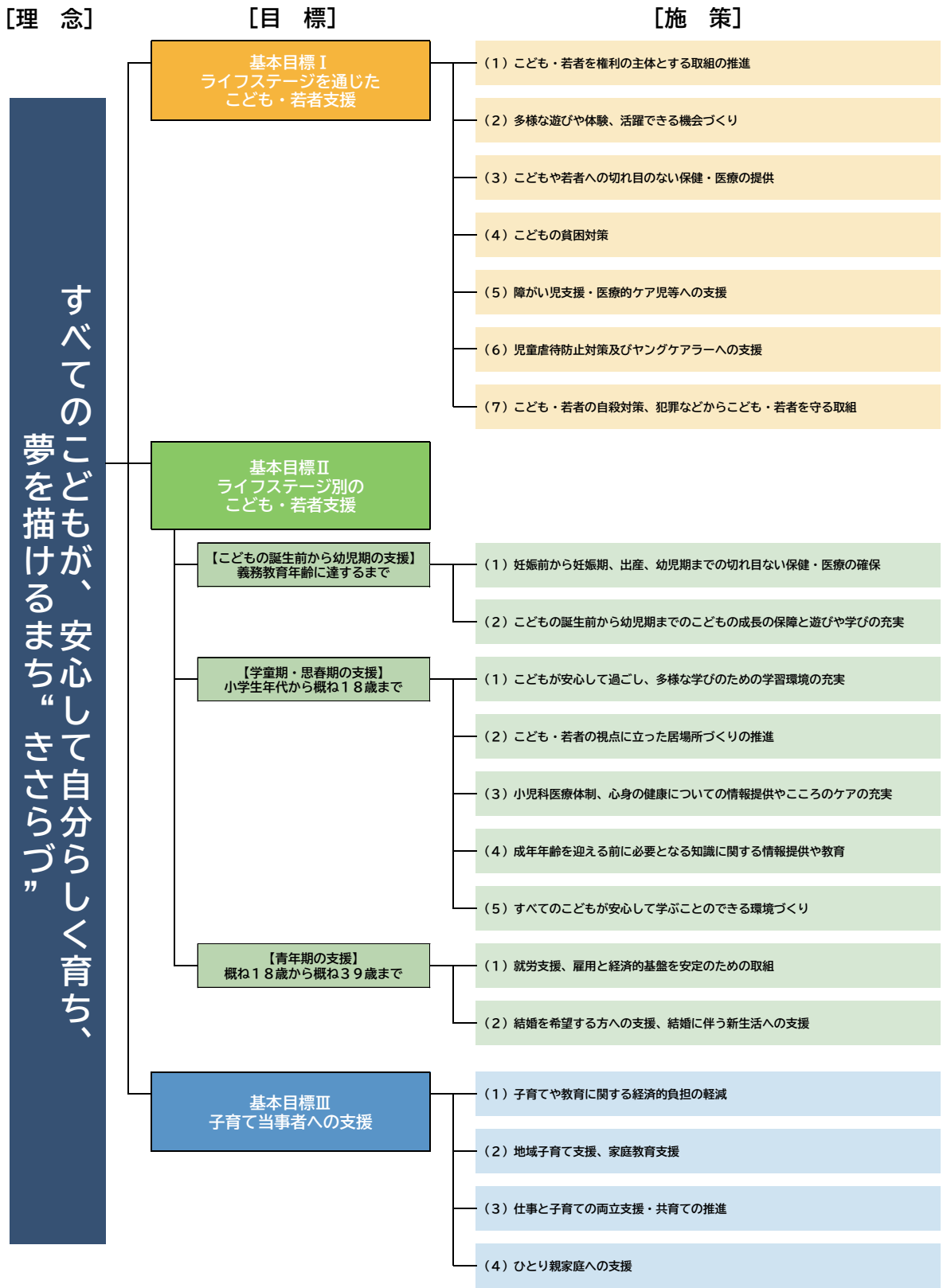
基本目標Ⅲ 子育て当事者への支援

子育て当事者が安心して子育てを行える環境をつくることは、こども本人の健やかな育ちのためにも重要なものです。ライフスタイルや価値観の多様化により、子育て環境におけるニーズは日々変化しています。一人ひとりの子育て当事者に寄り添った支援を、行政だけでなく地域全体で子育て世帯を支えていく社会の実現に向けて取り組んでいきます。

| 市指標 | 現状（令和7年度） | 目標(令和11年度) |
|---|---------------------------------|------------|
| 子育てについて不安や悩みを相談できる人がいると思う子育て当事者の割合 （(小5・中2親)問 33 あなたは、子育てに関する不安や悩みをどなたに相談していますか。の回答） | 94% 回答：「一人以上の相談できる人がいる」の合計割合 | 増加 |
| | 66% 回答：「複数人に相談できる人がいる」の合計割合 | |

施策の展開

本計画では、基本理念である「すべてのこどもが、安心して自分らしく育ち、夢を描けるまち“きさらづ”」の達成に向けて、3つの基本目標を掲げ、20の施策に取組を位置づけ、施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



こども・若者の意見反映

こども・若者及び、子育て当事者からの意見・要望については、寄せられた意見から必要な取組の方向性を整理し、「木更津市こども計画」における基本目標に沿って、それぞれの施策へ反映を行っています。

基本目標Ⅰ ライフステージを通じたこども・若者支援

主な意見

- ・市民みんなで意見を出し合い、みんなで木更津市を作っていける環境を整えてほしい（こども・若者調査より）
- ・若者の意見を取り入れた住みやすいまちにしてほしい（こども・若者調査より）

【取組の方向性】

こども・若者が意見を表明し反映できる機会を設け、自己選択や自己実現を社会全体で支える取組が求められています。

計画に反映を行う主な施策：こども・若者を権利の主体とする取組の推進

基本目標Ⅱ ライフステージ別のこども・若者支援

主な意見

- ・保育園に預けるほど働いていない場合でも利用可能な支援施設がほしい（こども・若者調査より）
- ・生徒の進路に合わせた学習環境を整える必要がある（小5・中2調査より）
- ・市民がキャリア相談や職業体験に取り組める場がほしい（小5・中2調査より）

【取組の方向性】

【こどもの誕生前から幼児期の支援】義務教育年齢に達するまで
こどもの誕生前から幼児期の家庭を支えるため、社会的支援や子育て施設の充実が求められています。

計画に反映を行う主な施策：こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

【学童期・思春期の支援】小学生年代から概ね18歳まで
学校生活で多様な課題に直面するこどもたちのために、望む将来を目指せるよう施策による支援が必要です。

計画に反映を行う主な施策：すべてのこどもが安心して学ぶことのできる環境づくり

【青年期の支援】概ね18歳から概ね39歳まで
青年期の職業選択や将来への不安などに対応するため、支援体制の整備が求められています。

計画に反映する主な施策：就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

基本目標Ⅲ 子育て当事者への支援

主な意見

- ・ワーキングマザーが心のゆとりを持てる制度や支援がほしい（こども・若者調査より）
- ・働く子育て世代に対して手厚いサポートをしてほしい（小5・中2の保護者調査より）

【取組の方向性】

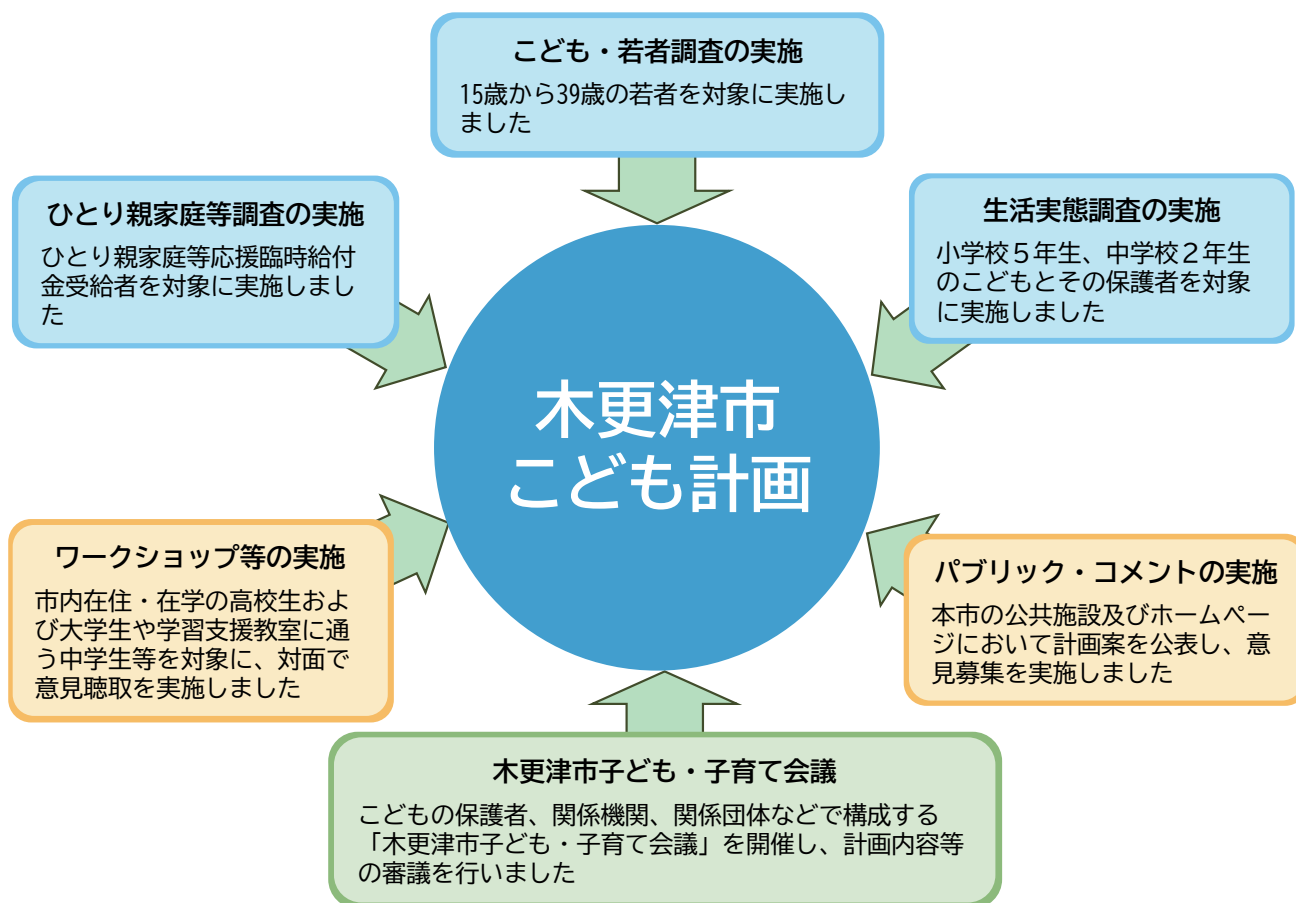
子育て世帯の負担や孤立を防ぐため、地域全体で継続的に支援する体制の充実が求められています。

計画に反映する主な施策：仕事と子育ての両立支援・共育での推進

計画の策定・推進体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、こども・子育てに関する事業者、福祉関係者、こどもの保護者等により構成されている「木更津市子ども・子育て支援会議」において審議しました。

また、位置づけを行った施策については、第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画と同様、各担当課を通じ進捗状況を把握し、年度ごとに木更津市子ども・子育て会議へ報告を行い、必要に応じて計画の見直し等を行っていきます。



木更津市こども計画 概要版

木更津市 こども未来部 こども政策課
〒292-8501 木更津市朝日三丁目8番1号
木更津市役所朝日庁舎
電話：0438-42-1426 FAX：0438-25-1350